

## 令和6年度倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている福祉サービスを提供する事業所等の負担軽減を図ることを目的とする。

2 予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 この支援金の交付の対象となる者は、別表の「交付対象事業所等」の欄に定める福祉サービスを提供している市内の事業所等（以下「事業所等」という。）とする。ただし、国及び地方公共団体が運営している事業所等（委託事業を除く。）及び指定管理者制度により運営している事業所等は対象外とする。

2 この支援金の交付の対象となる事業所等は、令和7年2月1日に市内で事業を実施しているもので、事業を継続する見込みのある事業所等とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、支援金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(4) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の目的等に照らして適当でないと認める者

(支援金の額等)

第3条 この支援金は、事業所等の種別や規模等に基づき別表により事業所等ごとに運営する法人に交付するものとする。

2 交付の上限額は1事業所等当たり20万円とする。ただし、保育所等及び放課後児童健全育成事業については1事業所等当たり40万円を上限額とする。

3 支援金の交付は1事業所等につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一法人が複数の事業所等を運営している場合は、別表に示す申請先ごとにまとめて申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、第3条に規定する支援金の額を算出するとともに、所定の交付決定通知書により当該申請者に通知し、速やかに支援金を交付する。

(交付の取消し等)

第6条 市長は、前条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第2条第3項各号に掲げる者であることが判明したとき。

(4) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取消した場合は、速やかに通知するものとする。ただし、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月26日から施行し、令和7年2月1日から適用する。

別表（エネルギー価格高騰支援）

1 高齢福祉サービス等（申請先：介護保険課、ただし、※印の事業所等は健康長寿課）

交付対象事業所等		支援金の額	
入 所 系	介護老人福祉施設	令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 5,000円	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	特定施設入居者生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	短期入所生活介護（単独型、併設型のみ）		
	軽費老人ホーム ※		令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 3,500円。ただし、特定施設の指定を受けている施設の申請先は、介護保険課とする。
	有料老人ホーム ※		
サービス付き高齢者向け住宅 ※			
通 所 系	小規模多機能型居宅介護	令和7年2月1日における利用定員1人当たり（（看護）小規模多機能型居宅介護は登録定員） 2,500円	
	看護小規模多機能型居宅介護		
	地域密着型通所介護		
	通所リハビリテーション		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
第1号通所事業			
訪 問 系	訪問リハビリテーション	1事業所当たり令和7年2月の人員基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 5人未満 15,000円 (2) 5人以上 25,000円	
	訪問介護		
	訪問看護		
	訪問入浴介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
居	居宅介護支援	1事業所当たり令和7年2月の人員基	

宅系	介護予防支援	準上必要な職員の常勤換算人数	
	居宅療養管理指導		(1) 2人未満 2,500円
	特定福祉用具販売		(2) 2人以上6人未満 5,000円
	福祉用具貸与		(3) 6人以上 7,500円

備考

- 1 介護保険サービスにおいては、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も含むものとし、同一の場所で複数の介護保険サービスの指定を受け、一体的に運営されている事業所の場合には、重複して交付を受けることはできないものとする。
- 2 軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合には、当該定員を差し引くものとする。
- 3 訪問系サービスにおいて、同一の場所で障がい福祉サービス等の訪問系サービスを運営している場合には、高齢福祉サービス等又は障がい福祉サービス等のどちらかにまとめて申請しなければならない。
- 4 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護及び居宅療養管理指導については、医療みなし指定の事業所を除くものとする。

2 障がい福祉サービス等（申請先：障がい福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入所系	施設入所支援	令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 5,000円
	共同生活援助	
通所系	生活介護	令和7年2月1日における利用定員1人当たり（就労定着支援・自立生活援助は、前年度平均利用人数（端数切り上げ）） 1,500円
	短期入所（単独型、併設型のみ）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援（一般型）	
	就労継続支援（A型）	
	就労継続支援（B型）	
	就労定着支援	

	自立生活援助	
	地域活動支援センターⅢ型	
	障がい者作業所	
	児童発達支援	令和7年2月1日における利用定員
	放課後等デイサービス	1人当たり 600円
	日中一時支援	令和7年2月1日における利用定員 1人当たり600円を基に算出する。
訪問系	居宅介護	1事業所当たり令和7年2月の人員 基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 5人未満 15,000円 (2) 5人以上 25,000円
	重度訪問介護	
	行動援護	
	同行援護	
	訪問入浴	
相談系	計画相談支援	1事業所当たり令和7年2月の人員 基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 2人未満 2,500円 (2) 2人以上6人未満 5,000円 (3) 6人以上 7,500円
	地域移行支援	
	地域定着支援	
	障害児相談支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

備考

- 生活介護のうち、共生型生活介護または基準該当生活介護の指定を受けている場合、また、生活介護のうち、高齢福祉サービス等において、共生型地域密着型通所介護又は共生型通所介護の指定を受けている場合は、いずれも高齢福祉サービス等のみ対象とする。
- 児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）・放課後等デイサービスにおいて、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合は、児童発達支援の利用定員のみを対象とする。
- 日中一時支援においては、サービス全体の定員数に基づき支援金額合計を算出した後に、実際の利用量に応じて、事業所ごとに按分する。ただし、支給額に100円未満の端数

が生じた場合は、切上げるものとする。

- 4 訪問系及び相談系において、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合は、1事業所として算出する。
- 5 訪問系サービスにおいて、同一の場所で高齢福祉サービス等の訪問系サービスを運営している場合には、高齢福祉サービス等又は障がい福祉サービス等のどちらかにまとめて、申請しなければならないこととする。
- 6 障害児相談支援において、同一の場所で、その他相談系のサービスの指定を受けている場合は、併せて1事業所として算出する。

### 3 保育所等（申請先：保育・幼稚園課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 系	保育所	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 1,200円
	幼保連携型認定こども園	
	保育所型認定こども園	
	幼稚園型認定こども園	
	小規模保育事業	
	事業所内保育事業	
	私立幼稚園	
	認可外保育施設	
	病児保育施設	

### 4 放課後児童健全育成事業（申請先：子育て支援課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 系	放課後児童健全育成事業	令和7年2月1日における入所者 1人当たり 500円

### 5 保護施設等（申請先：生活福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	救護施設	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 5,000円
通 所 系	授産施設	令和7年2月1日における利用定員 1人当たり 1,500円

6 児童養護施設（申請先：子ども相談センター）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	児童養護施設	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 5,000円

7 産後ケア施設（申請先：健康づくり課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 ・ 訪 問 系	産後ケア施設 (令和7年2月1日時点で 倉敷市産後ケア事業実施要 綱(平成28年倉敷市告示 第5号)に基づき事業を実 施している施設に限る。)	1施設当たり15,000円(訪問産後ケアのみ実施 している施設は1施設当たり5,000円)に、令和 6年2月1日から令和7年1月31日の利用回数の実 績に応じて次の額を加算した額。なお、宿泊産後ケア については利用泊数に2を乗じたものを、訪問産後ケ アについては利用回数に1/2を乗じたもの(小数点 以下の端数が生じたときは、これを切り上げた回数) を利用回数とする。  (1) 1回以上100回未満 2,500円 (2) 100回以上200回未満 5,000円 (3) 200回以上300回未満 7,500円 (4) 300回以上 10,000円